



令和7年12月10日

午前10時

令和8年一関市消防出初式を開催します

- 1 目的 年頭にあたり、消防職員、団員および女性消防協力隊員の士気の高揚ならびに防火・防災の意識を新たにし、本市における「安全で安心なまちづくり」の推進に寄与すること
- 2 日時 令和8年1月12日（月・祝日） 午前9時30分～11時30分
- 3 場所 一関ヒロセユードーム・メインアリーナ（一関市狐禅寺字石ノ瀬 25-3）
- 4 内容 (1) 団長訓示
(2) 統監告辞
(3) 観閲
(4) 表彰
- 5 その他
 - ・ 表彰後に^{まとい}纏組による纏振りや梯子乗りなどを行います
 - ・ 詳しくは添付の令和8年一関市消防出初式実施要領を参照してください



問い合わせ先

〒021-0053 岩手県一関市山目字中野 140 番 3 号
消防本部消防課 課長補佐兼通信指令第2係長 及川
電話：(0191)25 - 5912 (ダイヤルイン)
FAX：(0191)25 - 5922
メールアドレス：shobo@city.ichinoseki.iwate.jp

令和8年一関市消防出初式実施要領

1 目的

年頭にあたり、消防職員、団員及び女性消防協力隊員の士気の高揚並びに防火防災の意識を新たにし、もって、当市における「安全で安心なまちづくり」の推進に寄与することを目的とする。

2 日時

令和8年1月12日（月・祝） 9時30分から11時30分まで
（集合・リハーサル開始9時00分）

3 場所

一関ヒロセユードーム（一関市狐禅寺字石ノ瀬 25-3）

4 参加者（185名）

(1) 統監部 11名

市長、副市長、消防長、まちづくり推進部長、各支所長

(2) 一関市消防本部 11名

防災安全対策監、予防課長、各消防署長、各分署長

(3) 一関市消防団 155名

消防団長、各副団長、本部長、各副本部長、各地域本部長、各地域副本部長、各分団長、各副分団長、ラッパ隊、纏組、被表彰者（無火災分団功労の分団旗手含む）

団本部	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	ラッパ隊	纏組	被表彰者	合計
11	18	12	12	8	8	6	6	9	9	30	26	155

(4) 一関市女性消防協力隊連絡協議会 8名

各地域女性消防協力隊長

一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
1	1	1	1	1	1	1	1	8

5 服装

(1) 市長、副市長

制服、制帽、白手袋、短靴（黒靴）

(2) まちづくり推進部長、各支所長

平服、法被、制帽、白手袋、短靴（黒靴）

(3) 一関市消防本部

制服、制帽、白手袋、短靴（黒靴）

(4) 一関市消防団

ア 消防団長（総指揮者）、副団長（副指揮者）、本部長（進行）

甲種制服、制帽、白手袋、短靴（黒靴）

イ ア以外の消防団員（被表彰者含む）

乙種制服（腹掛、ズボン）、略帽、白手袋、短靴（黒靴）

ウ ラッパ隊

男性隊員：乙種制服（腹掛、ズボン）、略帽、白手袋、短靴（黒靴）または半長靴

女性隊員：甲種制服（ズボン）、制帽、白手袋、短靴（黒靴）

エ 纏組

纏組装束（法被正装）

- (5) 一関市女性消防協力隊連絡協議会
法被、ズボン、帽子、白手袋、ズック

6 部隊編成

リハーサル 9 時 00 分～9 時 20 分（集合・リハーサル開始 9 時）

集合及び部隊編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 時 30 分

- ① 集 合
- ② 人員報告（中隊ごと人員報告）
- ③ 団長に敬礼
- ④ 団長訓示
- ⑤ 団旗に敬礼

7 式次第

(1) 開式行事

- ① 開式の辞（副統監）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 時 45 分
- ② 国旗に敬礼
- ③ 黙 禱
- ④ 統監に敬礼
- ⑤ 人員報告
- ⑥ 統監告辞

(2) 観 閲

(3) 閉式行事

- ① 祝 辞（県議会議員、市議会議長）
- ② 来賓紹介
- ③ 統監に敬礼
- ④ 国旗に敬礼
- ⑤ 閉式の辞（副統監）

(4) 部隊解除

- ① 団旗に敬礼
- ② 団長に敬礼
- ③ 部隊解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 時 45 分

8 表彰・纏組演技・解散

- (1) 表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 時 50 分
- (2) 纏組演技・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 時 00 分
- (3) 解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 時 30 分

9 その他

- (1) 統監告辞及び団長訓示は各地域本部長を通じて各団員に周知する。
- (2) 市長表彰（特別功労イ及び勤続功労）の授与は、各代表受領者に対して行う。
また、消防団長表彰（功績功労及び無火災分団功労）の授与は、各被表彰者に対して行う。
なお、上記以外の表彰及び市長感謝状については、後日、管轄の各地域本部長又は消防署長よりそれぞれ伝達する。